

令和3年12月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	先崎温容
委員会開催日	令和3年12月16日(木)、17日(金)
所属委員	[副委員長]坂本竜太郎 [委員] 大橋沙織 大場秀樹 渡部優生 山田平四郎 西山尚利 太田光秋 西丸武進



先崎温容委員長

(1) 知事提出議案：可 決…9件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

: 否 決…2件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：採 択…8件

: 不 採 択…1件

※[請願はこちら](#)

(12月16日(木) 総務部)

大橋沙織委員

総2ページの赴任旅費は、他県から受け入れている職員の分か。また、何人分減額したのか。

人事課長

総2ページ、人事管理費の赴任旅費は本県職員の人事異動に伴う赴任、新採用職員の赴任、加えて東日本大震災や令和元年東日本台風の復旧のために、他県から応援に来ている職員に対する赴任旅費の減額補正である。

件数は合計で134人分の減額である。

大橋沙織委員

他県からの応援と本県から派遣した分と理解したが、人事異動や新採用とは、どこかに派遣した分か。

人事課長

本県職員に係る赴任旅費は、人事異動に伴い遠隔地等へ異動となった職員が対象である。新採用職員も採用に伴う遠隔地等への赴任に係る旅費を計上しているが、当初の見込みより所要見込額が減り今回の減額となった。

大橋沙織委員

総3ページの健康診断事業だが、減額の理由を聞く。

福利厚生室長

各種健康診断事業だが、定期健康診断について当初は年度途中の採用者などを見込んでいたが、下半期となり受診予定

人数が絞られてきたこと、特殊業務に従事する職員を対象とした特別健康診断の委託に請差が発生したこと、人間ドックにおいて当初想定した人数より希望する職員が少なかったことから年間所要額を減額した。

加えて、本人の希望によりかかりつけ医で健康診断を受けたケースや、定期健康診断においてアレルギーなどの理由によりバリウム検査をしないなどのケースもあり、年間所要額が減額となっている。

渡部優生委員

議案第22号、当せん金付証券の発売について、令和4年度の発売総額は180億円以内とあるが、この金額設定の根拠はどのように決まっているのか。

総務課長

当せん金付証券の発売総額は、全国自治宝くじ事務協議会、各ブロックに分かれている関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会から示された全国の発売計画に基づき算出している。

なお、ジャンボ宝くじと数字選択式の宝くじは売行き状況に応じて発売額を増加できるため、安全マージン分として15%上乗せして算出している。

渡部優生委員

180億円分が完売した場合、180億円全部が県の収益となるのか、それとも手数料等が引かれた金額か。年度は令和4年度とあるが、発売が4年度なのか、確定する時期や収入となる時期は、いつ頃か。

総務課長

宝くじの販売総額については限度額を180億円と設定しているが、実際の発売額はそれ以内となっており、約150億円である。店頭、宝くじ売場に宝くじを出しても実際の購入には波があり、消化率と呼んでいるが、近年は120億円前後の売上げがあり、そのうち県の収入となるのは約4割弱である。

そのように売行きによって変動があることから、令和4年度の歳入見込みは確定していない。昨年度の実績は46億2,000万円であった。

渡部優生委員

4割は少し少ない。もっと割合を多く戻してもらえればよいと思う。

発売目的だが、公共事業費等の財源に充当とあり、土木部が管轄する公共事業のイメージがある。これは教育や福祉など、ほかに使えるものではなく、法律で使途が限定されているのか。

総務課長

一般的には道路や橋梁の整備など、公共工事等の一般財源として使っている。特定財源としてあらかじめ指定されているくじもあり、例えば、県市町村振興協会を通じて市町村への貸付金や交付金の財源となっているものや、語学指導等を行う外国青年招致事業など、有効に活用している。

渡部優生委員

土木工事等だけではなく、ある程度一般財源として広く使えるとの解釈でよいか。

総務課長

説明が足りなかった。道路整備や橋梁整備等については、一般財源として充当している。県市町村振興協会への財源や語学指導等の事業に充当しているものは特定財源として使っている。

大橋沙織委員

主たる事務事業の概要等の10ページ、地域医療課の執行体制の強化について、配置する職員が増えたのか。また、職員の研修にサポート職員を配置とあるが、職員数や具体的な業務などを聞く。

行政経営課長

地域医療課の執行体制の強化だが、今般の新型コロナウイルス感染症は大規模災害並みの対応が必要で、コロナ対策本部を設置して全庁的な対応をしているが、特に地域医療課が中核となり、医療機関等と様々な対応をしている。それを踏

まえ、同課に管理職と係員を増員して体制強化を図ったものである。

職員研修課長

新採用職員のサポート制度について、新採用職員は年度途中採用の職員を合わせて今日現在までに280人いるが、採用当初は分からないこともあるため、一人一人に職場の先輩職員など身近にいる職員をサポート職員として配置し、業務の相談に的確に応じる制度を設けている。

西丸武進委員

昨日決算審査特別委員会が開かれた。生活環境部で7,400万円以上の不当支出が分かったが、このてんまつ処理はどのようにまとめるのか。生活環境部はもちろんだが、予算に関係しているため最終的な総括は総務部の財政課になるかと思う。この辺の経過をめぐり、どのようなてんまつ処理を図るのか。

財政課長

昨日の決算審査特別委員会におけるてんまつは承知している。委員指摘のとおり、委員会が開催されている中で不適切な支出が明るみになり、意見書にも盛り込まれることになった。

今回の処理については、まず生活環境部でどのような経緯で事務処理の誤りが発生したのか、それに対して今後どのように再発防止をするのか整理する必要がある。

その上で、今回の件は県の内部だけではなく、国との関係もあり、民間事業者にも迷惑をかけており、さらには県民にどのように説明するかきちんと整理した上で処理を行う。まず、国に返還するための財源は、特定財源はないため一般財源の中から何とか工面して捻出する必要がある。併せて民間事業者への賠償や損失補償について、賠償であれば場合によっては議案になるが、それも含めて議会に諮るものが出てくると想定される。2月定例会で議案提出の際には、該当するのが生活環境部と当課だけかは分からないが、総務部としても全体を整理して説明することになると承知している。

先崎温容委員長

この際、先ほどの答弁に対し、総務課長より発言を求められているのでこれを許す。

総務課長

午前の審議で渡部委員から質疑があった宝くじに係る収入時期だが、各宝くじの販売後に随時県の収入として受け入れている。このことから、一部の3月発売の商品は翌年度の収入として受け入れている。

大橋沙織委員

知事の定例記者会見における手話通訳の配置について聞く。以前、団体関係者から、知事の定例記者会見動画に手話通訳がインサートされるのは会見の5日後だと聞いたが、現状は変わっているか。

広報課長

知事の定例記者会見に係る手話通訳について、現状は定例会見後に後撮りで手話を撮り、それを合成した動画を4日程度後に載せており、以前と変わっていない。しかし、手話の同時通訳については複数の団体から要望を受けているため、技術的な部分と設備の部分、動画をワイプの画像で合わせて流すなどのハード的な部分を検討、調整している。環境が整うのであれば、やはり同時通訳で進めていきたい。

大橋沙織委員

東北6県で言えば山形県、秋田県、青森県、岩手県はリアルタイムで手話通訳を行っており、本県は1番タイムラグがある。団体からは、条例ができて2年がたつが、もっと中身を発展させてもらいたい、通訳が足りないのであれば協力するし、観光地のPR動画も含めて、ぜひ様々な場面で手話通訳を配置してもらいたいとの要望があったため、引き続き団体と協力しながら、ぜひ前向きにかつ迅速に進めてもらいたい。要望である。

西丸武進委員

午前中の生活環境部関係の質問に対して財政課長から答弁があったが、確認する。令和2年度は出納を閉鎖し、決算を審査するところまで来た。その間、事務手続のミスで約7,000万円を超える不当な支出があった。国への返還や事業者へ

の支出について、出納閉鎖後に支出するためにはどのような手続が必要か。

財政課長

予算のやりくりとして非常に重要な指摘である。出納整理期間は5月31日までであり、ここで歳入歳出は確定する。確定した中に、本来であればもっと支出する必要があったもの、支出しなければならなかったものが含まれていることも当然あるが、金額的には5月31日で一旦決まる。その後、例えば決算審査特別委員会の指摘等で修正が必要となった場合は、それを踏まえて、手続きが間に合うものは翌年度、さらに間に合わないものは翌々年度に過年度分の対応として整理せざるを得ない。

ただし、午前中にも答弁したとおり、自動的に行うわけではなく、決算審査特別委員会での指摘も踏まえて今後の適正な在り方なども整理した上で、予算としては翌年度繰越金、剰余金の中から、一般財源で整理しなければならないものを整理するという形で議会に諮り、認めてもらうことになる。

西丸武進委員

そうであれば、決算審査特別委員会の中で問題ありと確定して初めて新年度予算の中に計上する、その理由づけがあって初めて予算が確定するとの運びにならざるを得ない。しかし今回の場合、既に決算審査は全て終わっているため、あの意見書になった。文案について問題はなかったが、後から問題が発覚して初めておかしいと思った。文案は正副委員長が理事と相談して整理するが、途中経過であって、今回は例外になる。その例外的なものが確定して初めて全体を認めて、適正に令和4年度につなげていくとのことで、その理由づけをして予算計上する。しかしそれも、バス事業者が返還すべきものなのか、県の応分の負担はどこまでを認めた負担なのか。

しかし、執行部が先に断定して支出すると言っている。議会では誰も認めていないが、相当分を補填すると言っている。これも含めて関連すると続かないため、一つ一つ整理しないとまずい。生活環境部はどのように処理するのか、それから出納局もどうするのか。もう出納閉鎖をしておき、どうするのか大変な難題である。

しかし大変な問題なのに、まだ釈明も内容のある説明も聞いていない。これは最初に行うべきである。出納閉鎖後の支出を認めろというが、これは我々が認めなかったならば誰かに責任が行くわけで、大変なことになる。そのような重要な問題で、簡単ではない。だから、生活環境部の動向、総務部は全体の財政の最終的な責任分野の総括、出納局は金庫をどうするのか、しっかりと連携して我々に説明する責任があるのではないか。これがあって初めて、これからの結論、方向を導き出すことにつながっていくと思うため、その辺について責任ある立場から、部長に聞く。

総務部長

今回の案件は、事務的なミスもさることながら規程の解釈が誤っていたことが大きい。事務的なミスについては段階的なチェック等を強化していくこと、解釈は組織の中に理解する人が複数いる体制をつくることと思うため、再発防止についてはしっかりと考えていかなければならない。

一方支出については、昨年度のミスが今年度に分かったが、場合によっては国からの指導やチェック、会計検査で数年後に解釈の違いが発覚し、過去に遡って複数年分を返還することもある。後年度の是正でどのような手続きをするかは先ほど課長が説明したが、返還する予算を計上する年度に、必要な理由等を議会に提案して審査を受け、認められれば支出することになると思う。

今はその前段で生活環境部が国や事業者と話をしており、このような考え方で進めていきたいと協議していると思う。今後の対応については、十分に説明していく。

ただしミスはミスであり、今後このようなことがないように総務部としてもしっかりと指導していきたい。

西丸武進委員

部長から答弁があったが、大事な問題のため、互いに共有してしっかりと結論を出し、総務委員会でも教えてほしい。

大橋沙織委員

人事院勧告の中に不妊治療のための休暇を新設する必要があるとの文言があるが、この点についての県の検討状況等を

聞く。

人事課長

国家公務員は、人事院から不妊治療に係る特別休暇の新設について意見があり、人事院規則が改正されて来年1月から施行されると聞いている。

地方公務員も同様の対応となるように総務省から情報提供等があり、本県においても来年1月から同様の制度が導入できるように現在調整している。

(12月16日(木) 危機管理部)

大橋沙織委員

危2ページ、補正予算第14号のそなえるふくしま防災事業について、減額理由を聞く。

危機管理課長

そなえるふくしま防災事業の減額は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、家族で学ぶ防災セミナー及び小学校での出前講座の実施が難しい時期があり、それを見込んだ減額となっている。

大橋沙織委員

新型コロナウイルス感染症が理由とのことだが、予算を組んだ段階で予定していた回数と、実績回数を聞く。

危機管理課長

回数は今手持ちがないが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出前講座は7月下旬～9月に第5波の感染拡大もあり、実施を見合せていた。家族セミナーについても同様に新型コロナウイルス感染症の影響等から一部に実施見合わせはあったが、それ以外は予定どおりに実施し、その実績を基に予算を減額するものである。

大橋沙織委員

今後の新型コロナウイルスの感染状況もあると思うが、一方で自然災害はそれとは関係なく起こる。昨日の一般質問でもあったが、マイ避難の計画状況が9.5%とまだまだ進んでいないため、新型コロナウイルス感染症との兼ね合いも調整しながら様々な方法を考えて進めてほしい。

渡部優生委員

危3ページの防災体制推進費について、約9億5,300万円を減額し累計額が約7億7,000万円で、減額が多いと感じる。被災者住宅再建支援事業では、壊れた住宅を申請前に補修すると遡っては補助されないと聞いているが、本来は住宅再建に必要な支援を受けられる人が補助されず、そのような積み重ねがこのような減額につながったのか、その実態を聞く。

災害対策課長

被災者住宅再建支援事業は県独自の支援である。今年度の補正予算で設計した際には、発災直後の罹災証明書の発行件数に基づいて算定した。

一方、実際に被害の調査が進むと、屋根の破損など災害救助法の対象にならない一部損壊の割合よりも、準半壊以上の災害救助法対象となる住宅の損壊が多いことが詳細調査で分かった。市町村からの実態調査を確認し、県の独自支援の経費は減額し、後に出てくる災害救助法対応の応急修理を増額している。

先崎温容委員長

災害救助法の補正は危6ページか。

災害対策課長

危6ページである。実情は今述べたとおりだが、被災者住宅再建支援事業は4月以降の補正であるため、委員指摘の既の実施した工事についても、応急修理の対象であれば補助を認めている。

大橋沙織委員

福島第一原発関係で、汚染水の放出に関して聞く。東京電力が立て坑の工事を始めているが、県民からも反対や慎重に対応してほしいとの声が出ている中での工事開始について、県はどう受け止めているか。

原子力安全対策課長

A L P S 処理水の放出に係る設備として、福島第一原発の中で立て坑の工事が始まっている。設備全体が原子力規制庁の認可案件になるが、事前の整地工事、いわゆる準備工事については認可を待たずに着手してよいとの国の判断があるため、東京電力が工事を実施している。

大橋沙織委員

認可を待たなくてよいため適正なルートで工事をしているとの説明だが、県は県民の立場に立ってほしいとの思いがある。4月に国が海洋放出の方針を決定した後も、県内28の市町村議会が意見を上げている。しかし本会議で知事に質問しても、風評対策を求めていくとの答弁ばかりで、県民の思いとはずれていると思う。このような工事1つであっても、県民にとってはなぜ勝手に始められるのかとの思いがある。県として県民の立場に立ち、東京電力に対してしっかりと意見を言ってほしい。

オスプレイの飛行について、今月に入って数回県内での目撃情報が寄せられている。先日も青森県でエンジン部分の落下事故があり、県民は不安に思っている。国や米軍から、事前または事後にも飛行報告はされていないと思うが、その点について確認する。

危機管理課長

オスプレイ飛行の事前通知等については、委員指摘のとおり現在米軍から防衛省に対して事前連絡がない状態であり、当然県にも事前連絡がない状況である。

大橋沙織委員

2年ほど前に日本共産党県議団として申し入れた際もそのような回答だったと思う。やはり米軍の対応は問題だと思うし、このような落下事故は青森県だけではなく沖縄県でもよくある。そのような中で、万が一に備えて、県として県民の命を守るとの観点で、一番は米軍に危険な飛行をしないよう、国を通じて求めてもらいたい。また、国に対してオスプレイ飛行の事前または事後の報告をするよう米軍に求めること、県が情報を把握した場合には、市町村や県民に何らかの形で発信するよう要望する。

西山尚利委員

原発関連だが、部長から説明があった凍土遮水壁について、報道では温度が上昇して溶けた部分に鋼管・鋼矢板を入れたら、また凍ったとの話であったが、詳しく聞く。

またトリチウムの分離技術について、県はずっと国に意見を述べているが、現状はどうか。

原子力安全対策課長

凍土遮水壁については、一部で0度を上回る温度が観測されたとのことで、その推定原因として上流側からの地下水の流れが強まったと考えられると東京電力から報告を受けている。部長説明にもあるが、この件に関しては県でも現場を確認している。

東京電力からは、凍土壁の厚さは全体で約10mあり、一部が薄くなっているものの遮水の性能については維持されていると説明を受けている。現在は鋼管・鋼矢板などを打ち込んで地下水の流れを弱める工事をしており、県としても檜葉町駐在職員等が現地の状況をしっかりと確認していきたいと考えている。

次にトリチウムの分離技術だが、国の基本方針が4月に決定された際にも、知事から分離技術の継続的な検討を要望している。現在、東京電力が民間の機関を経由して国内外からのトリチウム分離技術を公募している。当課もその状況について報告を受けており、相当数の応募があった。今後は実用化に向けて可能であるかの判断をしながら、引き続き、国や東京電力が分離技術の調査及び実用化に向けた取組などをしていくと報告を受けている。

(12月17日(金) 人事委員会事務局)

大橋沙織委員

事務事業の概要等で、局長が説明していた採用試験合格者417名の男女の内訳と、県内外の出身地が分かれば聞く。

採用給与課長

今年度の採用試験合格者の男女別内訳は、417名のうち男性が276名、女性が141名であり、女性の比率は33.8%である。

合格者の住所地だが、採用については住所地に関係なく合格、不合格を判断しており、統計は持っていない。

大橋沙織委員

女性の比率は昨年度の30.3%から上がっており、引き続き比率を上げるよう努力願う。県内出身者の関係は追って聞く。

次に、技術職について、募集に対する応募や確保の状況等、詳しい内容を聞く。

採用給与課長

行政事務や警察官はおおむね採用予定数を確保しているが、一部の技術職は採用予定数を下回る結果となっているのが現状であり、特に農業土木や土木が下回っている。

土木職は大卒程度、高卒程度及び民間経験者の区分で採用しているが、合計36名を予定していたところ、24名の合格者で12名が欠員との状況である。

続いて農業土木は、大卒程度と民間経験者の区分で11名を募集したが、6名の合格者で5名が欠員の状況である。

大橋沙織委員

技術職の確保は昨年の委員会でも指摘されていたと思うが、やはり難しい状況にあると思う。一方で災害の関係もあるため必要とされていると思うが、この欠員分の補充は、年度内の補充も含めてどのように考えているか。

採用給与課長

技術職の採用は、若年人口の減少に加えて民間や国、ほかの都道府県と競合し非常に激しい状況である。当局としても任命権者と連携し、大学等での説明会の実施や、希望者に対して本県技術職員が個別面接により、仕事の魅力ややりがいなどを伝えるナビゲーター面談制度等を充実させて広く募集、広報しているが、残念ながら欠員になってしまった。

確保できなかった分は、任命権者側で任期付職員での採用や、人事配置の工夫などで対応すると考えている。

大橋沙織委員

事務事業の概要等で局長から説明があった土木職の先行実施枠について、詳細を聞く。

採用給与課長

大卒程度の土木職の採用試験は、例年6月に他職種の大卒程度と一緒に実施しているが、採用がかなり厳しい状況にある。民間企業に遅れることなく4月に第一次試験を実施して6月には合格者を発表するよう、従来より日程を2か月前倒して受験しやすくなるよう先行実施枠を新設した。また、公務員特有の広範囲にわたる知識を必要とする試験ではなく、民間企業の採用試験にも導入されている基礎能力検査を取り入れることで、より受験しやすくした。

本年度は採用予定者4名に対して受験者が32名、最終合格者は7名で、競争倍率は4.6倍であった。6月に実施した通常の試験は、受験者が17名で最終合格者が10名、競争倍率が1.7倍で、先行実施枠が受験者確保やその競争性に寄与したと思っている。

(12月17日(金) 出納局)

西丸武進委員

出納局では令和2年度の普通会計の全ての予算について、既に出納閉鎖をし整理されていると思う。

決算審査の過程で、生活環境部の不当支出の問題が発覚し、さきで開催された決算審査特別委員会では、意見書の文言整理を含めて文案を正副委員長の手元で整理することになった。

内容は、災害救助法に基づく補助金について、令和2年4月から6か月間不当な支出をしたもので、バス事業者へは既に支払い済みである。国から返還命令があり、後から発覚したわけだが、出納閉鎖後に不当支出が発覚した場合には、どのような事務処理をするのか。

出納総務課長

今回の不適切事案については、バス事業者はもとより県民に対しても少なからず影響を与えると考えており、重大な事案であると認識している。

しかし委員指摘のとおり、令和2年度の会計処理は既に閉鎖されており、また当該決算についても、不適切な事案はあったが決算自体の数値には誤りはなく、現時点において、これを遡って修正することはできないと考えている。

当局としては、今回の不適正事案が起きた経緯、その原因、今後の対応方針及び再発防止策をどのように講じるのかについて、当該部局に求めているところである。その報告に基づいて個々の職員の意識づけや組織のチェック体制が機能しているか確認し、内部統制制度の評価部局としてしっかり指導していきたい。

西丸武進委員

出納局は指導機関であり、正しい出納方法で適正に執行させる目的があると思う。出納閉鎖した中に7千何百万円の不当金が入っている状態で、令和2年度分は問題ないと我々に言えるものなのか。

生活環境部が原因を起こしたことは分かるが、2年度はもう出納閉鎖しており、場合によっては、後から発覚した不当金はそのまま整理されてしまう。出納で預かった金額が最終的に正しいのか正しくないのかが求められた場合、我々はやはり大きな疑問とせざるを得ない。もしそれが問題ないとのことであれば、後の対応は出ない。問題があったからこそ次の対応が出てくる。それは当局のやり方のため、2月補正で出てくるのか当初予算で示されるのかは分からない。

今回は生活環境部の問題であるが、総括は総務部財政課であり、最後の事務処理はそこに求められると思う。我々は総務委員であり、これは我々一人一人に問われる問題である。

そのために聞くが、出納局から見れば、出納閉鎖後にその中から7千何百万円を取り崩せるものなのか、これは大変な課題と思う。そのような場合の事務処理の方法をどう見ればよいか、その辺の方向性を示唆してほしい。

会計管理者兼出納局長

昨年度にあった原因に対して、最終的な対応を今年度や後年度に行うことはいかがなものかとの指摘と思うが、決算の数字から言うと、その時点では適正に支出された数字がきちんと決算書に計上されているため、その数字そのものは誤りではない。これはあくまでも数字の問題である。

ただし、不適切な支出があったことが事後に発覚し、それをいかにリカバリーするかとの話になると、それはその時点でせざるを得ない。これは出納閉鎖期間を設けて年度で締め、決算をしている我々の会計システム、自治法上の会計システムの限界である。それを適切に処理するためには、これからの議論になるかと思うが、今年度か次年度の予算に処理のための経費を計上し、諸手続を適正に行って支出することになる。

当局では、予算が適正に計上されて支出調書が適正な手続で持ち込まれれば、審査課が審査をして支出手続を行うことになる。担当部局は2つの部にまたがると思うが、適正に対応してほしい。